

石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費
(LP ガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究) における
緊急遮断バルブの検討に係る
入札参加事業者の公募について

高圧ガス保安協会では、石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費（LP ガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究）における緊急遮断バルブの検討を実施するため、別添 1 の公募要領に従い入札参加事業者を公募することになりましたのでお知らせいたします。

なお、ご応募いただく際は、別添 2 の申込書を下記の問い合わせ先まで、FAX、郵送又は御持参頂きたく存じます。

◆本件に関する応募先及び問い合わせ先

高圧ガス保安協会総合研究所 加藤、高橋

住所：〒194-0035 東京都町田市忠生 2-16-4

電話：042-793-1033 FAX：042-792-7058

石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費
(LP ガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究)における
緊急遮断バルブの検討に係る
入札参加事業者の公募要領

高圧ガス保安協会
総合研究所

1. 概要

本件は、石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費（LP ガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究）における緊急遮断バルブの検討を行うため、次の入札参加事業者を公募するものです。

2. 公募条件

本件に係る入札参加事業者として応募しようとする事業者は、次の(1)から(9)までに掲げる条件を全て満足することとします。

- (1) 高圧ガス保安協会からの連絡、相談等に対して迅速に対応できること。
- (2) 別添 4 の仕様書に定める納入物を納期までに納品できること。
- (3) 別添 4 の仕様書に定める内容に類似する業務を行った実績を有していること。
- (4) 別添 4 の仕様書に定める内容に関する技術的な知識、知見等を有し、かつ、仕様書の内容を問題なく遂行できる人的及び技術的な能力を有していること。
- (5) 次に掲げる条件を全て満足する者がいる中で実施すること。
 - ・ LP ガス用マイコンメータに関する業務を行った実績を有すること。
 - ・ 集中監視システムの仕様等の技術的内容を熟知していること。
 - ・ Uバスイア及び新しい通信規格（LPWA 等）の仕様等の技術的内容を熟知していること。
- (6) 本件を実施するために必要な経営基盤（人的リソース、資金、設備等）を有し、かつ、債務超過又はそれに類する状態にないこと。
- (7) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止期間等措置要領（平成 15・08・01 会課第 7 号）による補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 下記に該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- ② 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ③ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - ⑤ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ⑨ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき、その事実があった後3年を経過していない者
 - ⑩ 法人税、市都民税等が課税される法人にあつて、それらを滞納している者
 - ⑪ 応募書類提出時点において、国又は地方公共団体で入札参加資格の停止処分（前記(7)に掲げるものを除く。）を受けている法人
 - ⑫ 応募しようとする事業者の責めに帰すべき事由により、国又は地方公共団体において2年以内に指定の取り消しを受けた法人
 - ⑬ 宗教活動または政治活動を主たる目的としている法人
 - ⑭ 役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人
 - ⑮ 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続き中の法人
- (9) 高圧ガス保安協会が指定する期日までに概算見積書を提出すること。

3. 公募及び事業者決定までのスケジュール等（日程は予定）

- (1) 公募期間は令和元年9月3日（火）から令和元年9月17日（火）17:30まで（14日間）とします。「2. 公募条件」を満足し、かつ、応募を希望する事業者は、公募期間中に別添2の申込書（必要事項を記入したもの）をFAX又は郵送にて提出して頂くか、若しくは直接、総合研究所まで持参して下さい。
- (2) 公募期間中に申し込みのあった事業者を対象として、令和元年9月18日（水）14:00～15:00に、高圧ガス保安協会総合研究所にて入札説明会を実施します。
- (3) 説明会終了後、応募を希望する事業者は、令和元年9月24日（火）12:00までに次の①から⑥までに掲げる資料を総合研究所（担当）に提出して下さい

い。(郵送可)

- ① 本件に関する提案書
- ② 本件に関する概算見積書
- ③ 別添3の通知書
- ④ 会社案内及び業務実績に関するパンフレット又は資料
- ⑤ 公募条件を満足していることが確認できる資料
- ⑥ 直近1期以上の決算報告書(損益計算書及び貸借対照表を含むもの)
- ⑦ その他、高圧ガス保安協会より別途指示がある場合は、当該指示に基づく文書等

(4) KHKは、提出資料の確認を行い、その結果を令和元年10月1日(火)までにKHKから各事業者へ通知します。

(5) 前記(4)の通知により入札参加資格が付与された事業者については、令和元年10月8日(火)14:00高圧ガス保安協会総合研究所にて、入札を実施し、本件の調査等の実施に係る事業者を決定いたします。

4. 本件に関する資料等の提出先、問い合わせ先

高圧ガス保安協会 総合研究所 (担当) 加藤、高橋

住所：〒194-0035 東京都町田市忠生2-16-4

電話：042-793-1033 FAX：042-792-7058

以上

高圧ガス保安協会 総合研究所 宛

石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費
(LP ガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究)における
緊急遮断バルブの検討に係る
入札参加事業者の公募

申 込 書

1. 応募件名

2. 申込会社名 :

3. 連絡先 : 住所
電話
FAX

4. 本件担当者名及び所属部署名 :

以上

(備考) 本申込書は、郵送、FAX 及び持参で受け付けます。
公募期間中必着とし、会社印のないものは無効と致します。
本申込書で得られた個人情報は、応募された当該事業に関する連絡にのみ使用
いたします。

<送付先>

高圧ガス保安協会 総合研究所 (担当) 加藤、高橋
住所 : 〒194-0035 東京都町田市忠生 2-16-4
電話 : 042-793-1033 FAX : 042-792-7058

(別添3)

通 知 書

当社は、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成 15・08・01 会課第 7 号)による補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けておりません。

令和元年 月 日

所在地

名 称

代表者又は責任者氏名

印

高压ガス保安協会 御中

石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費
(LP ガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究)における
緊急遮断バルブの検討に係る仕様書

1. 目的

振動、流量、圧力センサ等を搭載し、ガスの異常な使用を検知した場合に瞬時にガスを停止する等、マイコンメータ並みの安全機能を持った緊急遮断バルブを5台試作する。試作した緊急遮断バルブを質量販売用のFRP容器に取り付け、保安機能評価試験、外的ストレス評価試験、ロック機構の評価試験を行うことで、技術的課題を調査・検討する。

2. 作業概要

(1) 緊急遮断バルブ及び治具に関する図面の作成及び検討

1) 仕様書の要件を満たす緊急遮断バルブ及びFRP容器取り付け治具の図面を作成する

2) 図面に基づき打合せを実施し、製作物の最終的な形状を決定する

(2) 緊急遮断バルブ及び取り付け治具の試作

1) 緊急遮断バルブ及び取り付け治具をそれぞれ5台試作する

(3) 緊急遮断バルブ及び取り付け治具の評価

1) 緊急遮断バルブを取り付け治具によりFRP容器に取り付け、保安機能、外的ストレス、治具のロック機構について評価試験を実施する

(4) 緊急遮断バルブ及び取り付け治具の評価結果の取りまとめ

1) 打合せを実施しつつ、評価結果を取りまとめる

3. 作業内容

(1) 緊急遮断バルブ及びFRP容器取り付け治具に関する図面の作成及び検討

1) 仕様書の要件を満たす緊急遮断バルブ及びFRP容器取り付け治具の図面を作成する

図面を作成するに当たっての要件は、以下のA及びBとする

A. 緊急遮断バルブの要件

①保安機能

・遮断弁、感震器を含め、Uバスラインを搭載した現行のE型マイコンメータと同じ保安機能とする

②端子台

- ・ Uバスライン、警報器接続端子、グラウンドとするが、基板上はDT-SGラインを残すことで、端子台にてUバスラインとの機能の選択ができるようにする。

- ・ 端子台の種類は、緊急遮断バルブの大きさへの影響を考慮しつつ、打合せにより決定する

③液晶表示

- ・ 現行のE型マイコンメータの保安表示部と同じ表示方法とする

④形状

- ・ ガスの流路については、超音波の計測方式をVパス方式に変更することで経路を短縮し、ガスの入口と出口が上下方向に直線的となる配置方法とする

- ・ ガスの入口、出口は図3. 1のそれぞれ上方、下方とし、ねじ径は打合せにより36φ、35φのいずれかに決定する

- ・ 図3. 1のa, b, cの辺がそれぞれ、80mm, 180mm, 95mm以下とすること

- ・ 図面上にて部品の配置を行い、不要な部分は極力削ること。

- ・ 背面にはFRP容器取り付け治具をねじ止めできるようにすること

⑤材質

- ・ 本体は、既存のE型マイコンメータと同じ、アルミダイキャストとする

- ・ 端子台の蓋は、既存のE型マイコンメータと同じ、樹脂製とする

⑥質量

- ・ 現在 1,000 g程度を想定しているが、図面作成時には質量も含めて試算すること

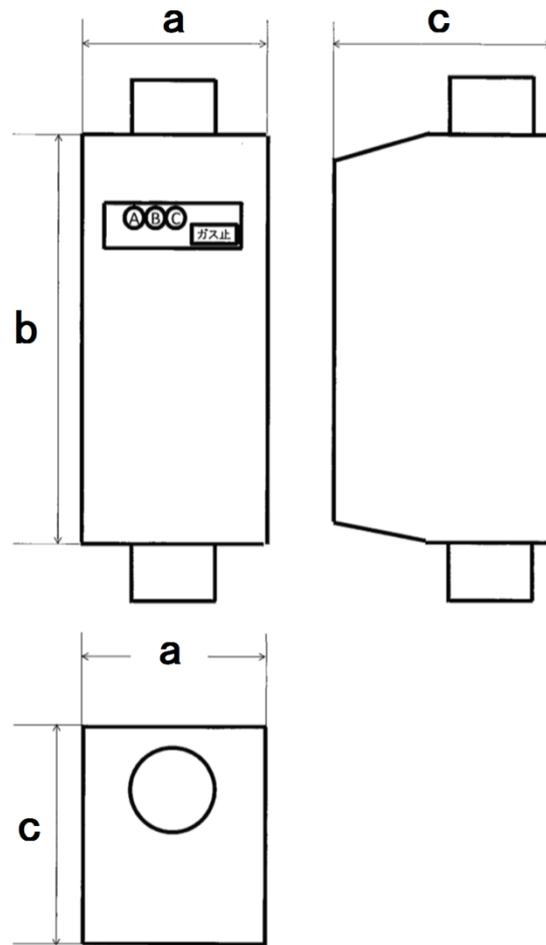


図3. 1 緊急遮断バルブの形状

B. FRP容器取り付け治具の要件は以下のとおり

①緊急遮断バルブとの接続方法

- ・質量販売の形態に応じて取り付け治具を変えることができるよう、緊急遮断バルブの背面でねじ止めできるようにすること

②FRP容器への取り付け方法

- ・FRP容器の取り付け時にドーナツ型の治具を上から被せる方式とすると、カップリング付き容器用弁の操作が困難となるため、U字型の治具で左右から挟み込む方式とする
- ・FRP容器のプロテクターとの擦れ合いにより、切り子を発生させないための措置を講ずること

③FRP容器の転落転倒防止方法

- ・伸縮可能な三脚方式とする

④材質

- ・ S S 材など一般的な鋼材に防食塗装を施したものとする。
- ・ 防食塗装を施すことができない金属部品はステンレスなど腐食しにくい材質とする

- 2) 図面に基づき打合せを実施し、製作物の最終的な形状を決定する
契約後、2週間程度で最終的な図面を作成し、打合せを実施するものとする

(2) 緊急遮断バルブ及びFRP容器取り付け治具の試作

- 1) 緊急遮断バルブ及びFRP容器取り付け治具をそれぞれ5台試作する
 - ・ 図面の決定後できるだけ速やかに試作を開始すること

(3) 緊急遮断バルブ及び取り付け治具の評価

1) 緊急遮断バルブの評価試験

①保安機能

- ・ E型マイコンメータ検査規程に基づき評価を実施するが、既に性能が確認できている個々の部品等に関する試験については、部品の性能を示す資料の提出により評価を実施したものと見なす

②外的ストレス（振動、落下、衝撃、転倒、輸送、環境）

- ・ 水を入れたFRP容器に緊急遮断バルブ及び取り付け治具を取り付けた状態で、E型マイコンメータ検査規程と同じ評価を実施する。このうち、環境試験については、既に性能が確認できている個々の部品等を用いる場合、部品の性能を示す資料の提出により評価を実施したものと見なす。

2) 取り付け治具の評価試験

①外的ストレス（振動、落下、衝撃、転倒、輸送、環境）

- ・ 水を入れたFRP容器に緊急遮断バルブ及び取り付け治具を取り付けた状態で、E型マイコンメータ検査規程と同じ評価を実施する。緊急遮断バルブに関する同評価試験後に、取り付け治具の異常について確認することで評価とする。
- ・ なお、FRP容器本体については評価の対象とはしないものとする

(4) 緊急遮断バルブ及び取り付け治具の評価結果の取りまとめ

- 1) 打合せを実施しつつ、評価結果を取りまとめる

4. 納期等

(1) スケジュール

①緊急遮断バルブ及び取り付け治具に関する図面の作成及び検討

- 契約後、2週間程度で図面を提出

- ②緊急遮断バルブ及び取り付け治具の試作
令和元年11月末まで
- ③緊急遮断バルブ及び取り付け治具の評価
令和2年1月末まで
- ④緊急遮断バルブ及び取り付け治具の評価結果の取りまとめ
令和2年2月上旬まで

(2) 納期及び納品物

・ 納期

令和2年2月14日

・ 納品物

報告書 1部

報告書の電子媒体 2部

評価試験後の緊急遮断バルブ及び取り付け治具 5台

(3) 納入場所

高圧ガス保安協会総合研究所

(4) その他

必要に応じて打合せを実施するものとする

以上